

会 報 新 う ご き

編集・校正・発行 (社) 志太建築士会 〒426-0061 静岡県藤枝市田沼2丁目9-20 Tel 054-637-9804
 ブログ <http://sidaken.eshizuoka.jp/> E-メールアドレス sida-ken@sky.tnc.ne.jp

ブログに情報提供 → 会員のスキルや業務の向上

志太建築士会ブログ みんなの広場 投稿：佐野 芳正

皆さんからブログに情報提供をしていただき、
 施工業者、設計事務所、建材店などの立場から意見を交わし、
 会員のスキルや業務の向上に役立てていきましょう。

手順

- ① テーマをお持ちの方は、随時提案をしてください。
- ② 会員は提案されたテーマについて、意見を投稿します。(業種を明記)
 ・現状 ・対応 ・対策(アイデア)について記述する。

まずは、

■テーマ 1 : 建築費の高騰について(設計事務所の立場から)

・現状 令和3年7月、町内会館の設計と積算をしました。市の補助金申請用です。

すでに木材などは高騰していて、予算を2割ほど上回りました。

町内会からは、町民からの積立金額を変えることはできないと言われていました。

・対応 令和4年7月の入札の前に、改めて主要な工種の見積を徴収することにしました。

杉 105*105 3m : 令和3年7月 126,700円/m² → 令和4年2月 130,900円/m²

合板 2.5*910*1820 : 令和3年7月 700円/枚 → 令和4年2月 940円/枚

異形鉄筋 : 令和3年7月 89,000円/t → 令和4年2月 98,000円/t

上昇中か、高止まりです。これでは、困りました。

・対策 落札の金額に期待するか設計変更をするしかありません。

皆様のそれぞれの現状を投稿してください。

「旧藤枝製茶貿易商館」オープニングセレモニー

本日「旧藤枝製茶貿易商館」オープニングセレモニーに参加してきました。
 小規模開催との事でしたが、周りでは多くの方が見物していました。



2F和室は以前の和室を再現、鬼瓦も復元されていました。



1Fカフェのテーブルも以前の木建をリメイクしています。



建物の愛称は「とんがりぼう」。公募の中から小学2年生の名称が採用されました。

「とんがりやね」と「ぼうえき」の組合せだそうです。



テーマ 1 : 建築費の高騰について 投稿

資材の高騰、その要因、対応例

(参考資料：日経アーキテクチャ 2022-4-14号)

■木材

●価格の推移

・スギ乾燥材 正角

2021年3月 66,700円/㎡ → 2022年2月 130,000円/㎡

・合板

国産針葉樹合板

2021年3月 1,230円/枚 → 2021年12月 1,740円/枚 高止まり状態

●要因

- ・ウクライナ侵攻でウッドショックが長期化
- ・EUはベラルーシからの木材輸入を制限する
- ・欧米は自国の需要を最優先
- ・ロシアは非友好国にチップ状の木材、粗木材、合板用単板の輸出停止
- ・国産材の争奪戦が加速

■鋼材

・異形棒鋼

2021年3月 79,000円/t → 2022年3月 102,000円/t

・H型鋼

2021年3月 81,000円/t → 2022年3月 110,000円/t

・アルミの輸入単価

2021年1月 → 2022年1月 46%上昇

●要因

- ・鉄骨加工工場数の減少
- ・鉄鉱石の生産地、オーストラリアの事業者が新型コロナの感染拡大に伴う移動制限の影響
- ・ブラジル、カナダ西部の豪雨
- ・日本の高炉を持つメーカーは、内需低迷と脱炭素社会への対応で可動中止の傾向

●対応

- ・納期が可能な鉄骨加工工場の調査
- ・実施設計中の発注
- ・RC造、P C a 造への変更

■生コンクリート

2021年3月 14,100円/㎡ → 2022年3月 14,700円/㎡

●要因

- ・石灰石を焼成する輸入石こう（半数量はロシアより）の高騰
- ・運送費の高騰
- ・生コンは在庫を持ってない

■内外装材、設備機器

令和4年4月から 10%~20%の値上げ

●要因

- ・原料価格の高騰
- ・塩ビ系製品であるビニールクロス、塩ビ床シートの原料は原油由来のナフサから製造
- ・物流コストの上昇

■経営の現状

- ・契約後の値上がりは自社負担で利益率の低下
- ・専門業種においては、資材高騰による価格転嫁を41%ができない（落札できないため）
- ・ハウスメーカーの販売価格は、36,000円/坪値上げの傾向

■施工会社の対応

- ・建築主と仕様決定を早めに行う
- ・前倒し発注
- ・代替品の提案
- ・代替品で引き渡し、納品後に取り換え

静岡県建築基準条例第10条（がけ条例）改定

4月に静岡県建築基準条例第10条（がけ条例）改定しましたね。今までわかりにくい上、4号建物については各市町で基準があいまいでした。擁壁を単独接ししなければならない市町もあれば、住宅基礎の立上りでOKな市町もあり、都度確認しに行きました。

今回の改定では分かりやすくなった上、県下統一となりました。大きく改定した点は、5m以内のがけであれば度量体積計算により別紙のような基礎で対応できるようになりました。

がけ条例1
がけ条例2

その他の改定の詳細は

静岡県建築基準条例第10条又は

<https://shizuoka.zennichi.or.jp/post-5006>

で検索してください。

表1. がけの高さに応ずる崩壊土量、崩壊幅および断面積

急傾斜地の高さH(m)	崩壊土量 V(m³)	崩壊幅 W(m)	土石等の断面積 S(m²)
5 ≤ H < 10	40	14	2.9
10 ≤ H < 15	80	17	4.7
15 ≤ H < 20	100	19	5.3
20 ≤ H < 25	150	21	7.1
25 ≤ H < 30	210	24	8.8
30 ≤ H < 40	240	25	9.6
40 ≤ H < 50	370	29	12.8
50 ≤ H	500	32	15.6

＜がけの高さが5m未満の場合＞

過去の土砂災害の被害実績から、5m以上の場合に比べ危険性が低いため、図8の崩壊土量の規制による崖高さ以上の立上りを求める。（崖高さは設定しない。）

なお、崩土や転石により壁の一部が損傷する可能性がある場合、申請者や設計者の判断により必要に応じて対応すること。

②. 基礎立上り部分の仕様を以下に基づき決定し、申請図面に併記する。

崖高さが1m以下の場合、基礎の立上りの仕様は、表2及び図10のとおりとする。ただし、構造計算により安全性を確かめた場合には、この仕様によらずともよい。

崖高さが1mを超える場合は、構造計算により仕様を決定する。

いずれも表2及び図10を下限とする仕様の併記とする場合は、図8と図9の構造計算書の添付を求める。

表2. 基礎立上り部分の仕様 単位 (mm)

高さH(m)	1.000以下	壁厚(W)	120以上
壁配筋	縦 D13@200、斜 D10@100 又は 縦 D10D13@150		

